

答 申 第 8 5 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会  
答申

令和 6 年 9 月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

答 申

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和 6 年 3 月 10 日付けで三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号。以下「条例」という。）に基づき行った「2022 年度・2023 年度の夏季休業期間及び冬季休業期間における、特定県立高等学校の特定部活動の部費の使途が示されたレシート・領収書の一切」についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った令和 6 年 3 月 22 日付け公文書不存決定（以下「本決定」という。）について、取消しを求めるというものである。

3 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

県教育委員会は、「県立学校部活動費に関する取扱いの適正化について」という通知（以下「通知」という。）において、学校諸費に指定しない部活動費について、適正な金銭の出納管理や部員・保護者への収支報告を行うように各県立学校に指導を行っている。県教育委員会に提出された「部費の適切な取り扱いを求める請願書」においても、収支報告書だけでは詳細が分からないため、各部の収支に関する記録を学校として保存して説明責任を果たすことが必要であるという請願に対し、教育長は、通知において既に対応している旨の回答を示している。つまり、「部活動費について適正な金銭の出納管理を行う」ために、部費の使途が示されたレシート・領収書は県教育委員会の指導に基づいて学校が管理しているといえ、レシート・領収書は学校内に保管されていることになる。

また、三重県公文書等管理条例第 2 条第 2 項に基づくと、公費支出の有無は公文書であるかどうかには無関係であり、県教育委員会が適正な出納管理と部員・保護者への収支報告を行うように指導していることから、部費の使途が示されたレシート・領収書は実施機関の職員が職務上取得した文書で、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有しているものといえ、公文書の定義に合致する。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により本決定は妥当というものである。

県立学校においては、県費や国費などの「公費」のほかに、生徒個人が負担すべき金銭である「私費」が存在しており、審査請求人が開示請求した文書は「私費」に関するものである。県教育委員会では、「学校諸費等に関する取扱い要領」（以下「要領」という。）を制定して私費の考え方について整理をしておき、「学校諸費」に該当する

ア) 教育活動の結果として、その教材、教具そのもの、又はそれから生じる利益が生徒

等個人に還元されるものの経費で、支払いまでの預かり金として、入学時の宣誓に基づき納付されるもの（例：実習材料費、修学旅行積立金、生徒会費）

イ）学校の教育活動を支援するなど、学校と密接な関係を有する代表者の定めのある団体に係る経費（例：PTA会費、後援会費）

といったものについては、学校において適切に管理することとしている。また、要領においては、「校長が特に指定する経費」についても「学校諸費」とすることができることとされている。

今回請求があったのは、部活動費にかかる文書である。会計処理は部活動顧問教諭と部員生徒・保護者の間で行われており、公費の支出もなければ、前述のア、イのいずれにも該当せず、また、「校長が特に指定する経費」でもないため、学校諸費には該当しない。そのため、実施機関はこれらの文書を組織的に作成・保有及び利用をしておらず、対象となる公文書は存在しない。

また、通知については、学校諸費に該当しない部活動費であっても、適正な金銭出納と保護者への収支報告を行うことなどを各県立学校長に求めているものであり、審査請求人が主張するような、学校諸費に指定していない部活動費について学校諸費と同様に取り扱うことを求めているものではない。

## 5 審査会の判断

### (1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

### (2) 本決定の妥当性について

審査請求人は、過去に教育委員会から発出された通知や、教育委員会に対して行われた請願への回答などをもとに、部活動費について適正な金銭の出納管理を行うため、部費の使途が示されたレシート・領収書は、県教育委員会の指導に基づいて学校が管理しており、また、三重県公文書等管理条例第2条第2項の公文書の定義にも合致するため、公文書は存在すると主張する。

この主張に対し、実施機関の説明によると、①私費についての文書であっても、学校諸費に該当するものは、学校が管理に関与し、組織として文書を保有しているため公文書として開示することとなるが、学校諸費に指定されていない部活動費については、顧問と生徒・保護者間でやり取りされるものであり、学校として保有・管理をしていない

こと、②通知や請願への回答は、学校諸費に該当しない部活動費についても、適正な金銭出納と保護者への収支報告などを行うことを各県立学校長に求めているにすぎず、審査請求人が主張するように、全ての部活動費について学校が管理し、学校として文書を保有することを求めているものではないとのことであった。

学校諸費に指定されていない部活動費は、一般的に顧問と生徒・保護者との間でやり取りされるものであって学校は強く関与しておらず、そのレシート・領収書は組織的に用いるものとして実施機関が保有しているものではなく、また、通知や請願への回答は、学校諸費に該当しない部活動費も学校諸費と同様に取り扱うよう学校に求めているものではないため、公文書に該当しないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、当審査会としては、実施機関の決定は妥当であると判断する。

### (3) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

## 別紙 1

## 審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 6 . 4 . 2 4	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 6 . 6 . 3	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 6 . 8 . 2 8	・ 書面審理 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和 6 年度第 5 回第 2 部会)
R 6 . 9 . 2 5	・ 審議 ・ 答申 (令和 6 年度第 6 回第 2 部会)

## 三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
※会 長 (第二部会部会長)	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
会長職務代理者 (第一部会部会長)	川 本 一 子	弁護士
委 員	須 川 忠 輝	三重大学人文学部准教授
委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	三 田 泰 雅	四日市大学総合政策学部教授
※委 員	小 川 友 香	税理士
※委 員	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
※委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。